

(参考)

指定野菜価格安定対策事業(ﾌﾛｯｺﾘｰ)利用のために必要な要件および今後のスケジュール

①事業利用に必要な要件

- ・大規模生産者であること（栽培面積：1.8ha以上）
- ・登録生産者となること（ALICへの申請が必要）
- ・収入保険へ加入していないこと（収入保険に加入している場合は申し込めません）

②登録申請までのスケジュール

- ・R7.10～R8.3にALICへ登録手続き申請を行う
- ・登録生産者になった後は下記のスケジュールに従う

③事業加入後のスケジュール

	春ﾌﾛｯｺﾘｰ 4月～6月15日出荷分	冬ﾌﾛｯｺﾘｰ 10月16日～3月出荷分
R8.4月	★事業運用開始	
R8.5月		
R8.6月		・産地強化計画の提出 （登録生産者→市町→県） ・R8年度産供給計画（当初）の提出 （登録生産者→県） ・R8年度産交付予約希望数量の提出 （登録生産者→県）
R8.7月		
R8.8月		
R8.9月	・R9年度産供給計画（当初）の提出 （登録生産者→県）	
R8.10月		対象出荷期間
R8.11月	・産地強化計画の提出 （登録生産者→市町→県）	
R8.12月	・R9年度産交付予約希望数量の提出 （登録生産者→県）	
R9.1月		
R9.2月		
R9.3月	・R9年度産供給計画（確定）の提出 （登録生産者→県）	
R9.4月	対象出荷期間	
R9.5月		
R9.6月		